

NO原発！なりわいネットワークとは？

目的

- 原発事故による被害を生み出さない状態にすること(原状回復)
- 原発事故の被害者全体を救済すること(全体救済)
- 原発ゼロの社会にすること(脱原発)
- 人の命や健康よりも企業の経済活動を優先させる社会を変えること(脱公害)

活動

- ↳ 「生業を返せ、地域を返せ」福島原発訴訟の支援
- ↳ 裁判傍聴、現地視察、学習会企画、議員要請、省庁交渉など
- ↳ 原発事故被害者や脱原発に取り組む団体などの連携
- ↳ 集会企画、省庁交渉など
- ↳ 市民やメディアへのアピール
- ↳ ニュース発行、学習会企画、記者会見など

会費

- ◆ 年会費 3000円(ニュースの送付方法:メール、郵送のいずれか)
- ◆ 年会費 1000円(ニュースの送付方法:メールのみ)

①郵便局からお振込みの場合

【振替口座】
口座番号 0229007-119746
口座名称 NO原発なりわいネットワーク(ノーゲンバツチリアイネット)

②それ以外の金融機関からお振込みの場合

ゆうちょ銀行 二二九(ににきゅう)店
当座 0119746
口座名称 NO原発なりわいネットワーク(ノーゲンバツチリアイネット)

「カッパ」も
大歓迎
です！



Q&A

Q1. 何を目的とした裁判なのですか？

A 被害者の方々の様々な要求を実現させることを目的とした裁判です。今回の事故について、国の法的責任が認められれば、国は被害救済のため、生活再建や環境回復、健康被害対策、賠償などの対策をとり、責任を果たすことが求められるようになります。被害者の方々の要求が、法律や政策という形で実現されることになるのです。また、私たちは被害者の方々の要求が実現されることによって、放射性物質もない、原発もない、二度と公害が起きない、そんな社会を作りたいと考えています。この裁判は、そうした社会づくりのための取り組みの一環として位置づけられます。

Q2. どういった人が原告になっているのですか？

A 事故当時、福島県内及び隣接する宮城県、山形県、栃木県、茨城県に居住していた人が原告となっています。事故後、福島県など前記の各県から県外に避難した人も原告になっています。栃木県や茨城県などを加えているのは、放射性物質が県境を越えることを象徴的に表すためです。未成年の方から90歳代の方まで、あらゆる世代の方が原告団には含まれています。

Q3. 「NO原発！なりわいネットワーク」に加入するための条件はあるのですか？

A 「生業を返せ、地域を返せ」福島原発訴訟を支援し、「NO原発！なりわいネットワーク」の目的に賛同していただける方であれば、どなたでも個人の資格で加入することができます。加入に際しては、年会費を支払っていただくことになります。

Q4. 「NO原発！なりわいネットワーク」に加入すると、どんなことをするのですか？

A 条件の許すかぎり、できることは何でもしていただきたいです。裁判所へ傍聴に行く、集会などのイベントに参加する、署名を集める、新聞などに投書する、周囲の人たちに加入を訴える、議員や省庁に要請するなど様々なことを取り組んでいくことになります。過去の勝訴した公害訴訟などは、原告とともに多くの市民の方々が熱心に取り組んでいました。

Q5. 年会費はどういったものに使われるのですか？

A 裁判を勝利し、目的を実現させるためにも様々な取り組みを行う必要があります。そのためにも、事務所を借りたり、集会や学習会などのイベントを企画したり、ニュースを発行したりと、一定の支出を伴うことになります。いただいた年会費は、こうした取り組みの費用に充てられます。

私たちも応援しています！

(五十音順)

- 荒井 新二(弁護士、自由法曹団団長)
- 井上 淳一(脚本家、映画監督)
- 今中 哲二(京都大学原子炉実験所助教)
- 内村 千尋(不屈館館長)
- 海南 友子(映画監督)
- 吉良よし子(参議院議員)
- 白井 聡(京都精華大学専任教員)
- 中村 純(詩人、編集者、ライター)
- 西谷 文和(フリージャーナリスト)
- 蓮池 透(元東電社員)
- 堀 潤(元NHKキャスター、8bit news主宰)
- 松竹 伸幸(かもがわ出版社編集長)
- 矢ヶ崎克馬(琉球大学名誉教授)
- 山本 太郎(参議院議員)

呼びかけ人も募集中です！！

被害者の方々が、1日も早く元のくらしを取り戻すため。
放射性物質も原発もない、二度と公害が起きない社会を作るため。



「NO原発！なりわいネットワーク」規約

2015年1月14日施行

■第1条(目的)

当会は、「生業を返せ、地域を返せ」福島原発訴訟を支援し、同原告団・弁護団とともに、原状回復、被害の全体救済、脱原発のために活動することを目的とする。

■第2条(名称)

当会の名称は、「NO原発！なりわいネットワーク」とする。

■第3条(活動)

当会は、第1条の目的を達するための諸活動を行う(被害救済及び脱原発に取り組む他団体との連携を含む)。

■第4条(会員及び入会等)

- 1 当会は、第1条の目的を承認し、当会の会員となる個人により構成される。会員の政治信条・信教等を問わないが、個人の資格で加入するものとする。
- 2 本規約に同意し、当会に入会しようとする者は、第5条の会費を納入して入会を申し込むこととする。

■第5条(年会費)

会員は、年会費を納入するものとする。年会費は、第1条の目的を達するための諸活動の費用等に充てられるものとする。

■第6条(役員等)

- 1 当会に代表以下、事務局長等、適宜の役員を置く。
- 2 代表は当会を代表し、役員は代表を補佐する。
- 3 代表及び事務局長等の役員により、事務局を構成する。

■第7条(総会)

- 1 当会は総会を適宜開催し、次の事項を決定する。
 - ① 当会の基本方針
 - ② 役員の選出
 - ③ その他事務局で総会での議題とすることを決定した事項
- 2 事務局が、総会の開催を決定する。

■第8条(事務局)

事務局は、総会の議に従い、総会議決以外の当会の日常活動を決定し執行する。

■第9条(事務所)

当会の事務所を福島市に置く。

現在、約4,000名の原告団と約100名の弁護士が結集しています。
あなたも活動に参加しませんか！？